

議第 8 号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 1 7 日 提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局組織改正による所要の改正を行うため。

< 根拠法令 >

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

事務局組織改正により室長印に関する規定を削除するため。

2 規則施行年月日

令和5年4月1日

3 改正の内容

室長印に関する規定を削除する（第2条、第4条、別表）。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「室長印」を削る。

第四条の表室長印の項を削る。

別表中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（新）

第一条 略

（公印の種類等）

第二条 公印の種類は、次のとおりとする。

- 教育委員会印
- 教育長印
- 教育長職務代理者印
- 副教育長印
- 教育次長印
- 総合教育センター長印
- 課長印

2 略

現地機関等（岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第十条に規定する教育事務所及び岐阜県立学校をいう。以下同じ。）の長印

第三条 略

（公印の管理者）

第四条 次の表の上欄に掲げる公印は、それぞれ当該下欄に掲げる職員（以下「公印管理者」という。）が管理するものとする。

課長印	各課長
-----	-----

第五条から第九条まで 略

（旧）

第一条 略

（公印の種類等）

第二条 公印の種類は、次のとおりとする。

- 教育委員会印
- 教育長印
- 教育長職務代理者印
- 副教育長印
- 教育次長印
- 総合教育センター長印
- 課長印
- 室長印

2 略

現地機関等（岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第十条に規定する教育事務所及び岐阜県立学校をいう。以下同じ。）の長印

第三条 略

（公印の管理者）

第四条 次の表の上欄に掲げる公印は、それぞれ当該下欄に掲げる職員（以下「公印管理者」という。）が管理するものとする。

課長印	各課長
室長印	教職員課長

第五条から第九条まで 略

付則 略

別表 (第三条関係)

一から七まで 略

八 現地機関等の長印 (印形略)

第一号様式から第三号様式まで 略

付則 略

別表 (第三条関係)

一から七まで 略

八 室長印



書体 てん書
寸法 二〇ミリメートル平方

九 現地機関等の長印 (印形略)

第一号様式から第三号様式まで 略